

神戸市告示第 574 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、要措置区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和 7 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する要措置区域
東灘区住吉東町 4 丁目 1 番の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図

